

# 名古屋港審議会関係例規集

# ○名古屋港審議会条例

昭和四十九年四月一日  
条例第四号

(趣旨)

第一条 この条例は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第三十五条の第二項の規定に基づき、名古屋港管理組合に設置する地方港湾審議会（以下「審議会」という。）の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第二条 審議会は、名古屋港審議会という。

(所掌事務)

第三条 審議会は、管理者の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を管理者に建議する。

- 一 法第三条の三第一項の港湾計画に関する事項
- 二 法第四十三条の五第一項の港湾環境整備負担金に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用及び保全に関する重要事項

(組織)

第四条 審議会は、委員四十五人以内で組織する。

2 前条の諮問に係る事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第五条 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が任命する。

- 一 愛知県知事又は名古屋市長であつて管理者でない者
- 二 学識経験者
- 三 港湾関係者
- 四 地元市町村を代表する者
- 五 関係地方公共団体の職員
- 六 名古屋港管理組合議会の議員を代表する者
- 七 国の地方行政機関の長
- 八 前各号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、第一項各号に掲げる者のうちから、管理者が任命する。

4 臨時委員は、第三条の諮問に係る事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 審議会に、会長を置き、前条第一項第一号に掲げる者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第八条 審議会に、専門的事項について審議し、又は調査研究するため、審議会の定めるところにより専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 5 第六条第二項及び第三項並びに前条の規定は、部会に関して準用する。

(幹事会)

第九条 審議会に、その定めるところにより、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事若干人をもつて組織する。
- 3 幹事は、審議会が選任した者のうちから、管理者が任命する。
- 4 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。
- 5 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、名古屋港管理組合企画調整室において処理する。

(雑則)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 名古屋港審議会条例（昭和二十六年名古屋港管理組合条例第八号）は、廃止する。

附 則（昭和五三年条例第三号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋港審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第四条の規定による増員に伴って新たに任命された委員の任期は、改正後の条例第五条第二項本文の規定にかかわらず、この条例施行の際現に在職する委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成六年条例第三号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋港審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第四条の規定による増員に伴って新たに任命された委員の任期は、改正後の条例第五条第二項本文の規定にかかわらず、この条例施行の際現に在職する委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成七年条例第四号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

# ○名古屋港審議会運営規程

昭和五十年一月二十七日制定

(趣旨)

第一条 この規程は、名古屋港審議会条例(昭和四十九年名古屋港管理組合条例第四号。以下「条例」という。)第十一条の規定に基づき、名古屋港審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第二条 会長は、会議を招集しようとするときは、開会の日前七日までに会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(参集又は欠席)

第三条 委員は、招集日の開議定刻前に参集しなければならない。

2 委員は、会議に出席できないときは、その旨を事前に会長に届け出なければならない。

(委任)

第四条 会議に出席できない委員は、書面をもつて、会長又は他の出席委員に議決権の行使を委任することができる。この場合、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

(諮問事項の説明)

第五条 会長は、管理者の諮問事項を審議する場合、管理者又はその事務部局の職員に諮問事項について説明を求めることができる。

(会議録)

第六条 会長は、会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議事の要領及び発言の要旨
- 四 議事の結果
- 五 その他必要事項

3 会議録には、会長及び会長の指名する二人の出席委員が署名しなければならない。

(専門部会)

第七条 審議会に、専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

2 部会は、次に掲げる事項を審議し、議決するものとする。

- 一 条例第三条第一号に規定する審議会の所掌事務のうち、港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)第一条の十二に規定する事項に関すること。
- 二 条例第三条第二号に規定する審議会の所掌事務のうち、名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例(昭和五十五年名古屋港管理組合条例第五号)第九条第二項に規定する事項に関すること。

3 部会の決議は、審議会の決議とする。

4 部会長は、部会の決議の内容を次の審議会の会議において報告しなければならない。

5 第二条から前条までの規定は、部会に関して準用する。

(雑則)

第八条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和五十年一月二十七日から施行する。

附 則(平成六年審議会運営規程第一号)

この規程は、平成六年十二月二日から施行する。

附 則(平成十九年審議会運営規程第一号)

この規程は、平成十九年四月二十三日から施行する。

附 則(令和二年審議会運営規程第一号)

この規程は、令和二年一月二十日から施行する。

附 則(令和四年審議会運営規程第一号)

この規程は、令和四年二月二十一日から施行する。

## ○名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例 (抜粋)

昭和五十五年四月一日

条例第五号

(趣旨)

第一条 この条例は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第四十三条の五第一項の規定に基づき、名古屋港管理組合が徴収する港湾環境整備負担金（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担対象工事)

第二条 負担金は、次の各号に掲げる港湾工事のうち、管理者が指定する港湾工事（以下「負担対象工事」という。）について徴収する。

- 一 法第二条第五項第九号の港湾公害防止施設（公害防止用緩衝地帯に限る。）及び法第二条第五項第九号の三の港湾環境整備施設（これらの施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事
  - 二 前号の施設の維持の工事
  - 三 法第二条第五項第九号の公害防止用緩衝地帯を除く港湾公害防止施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事
  - 四 前号の施設の維持の工事並びに港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除その他の処理の工事、汚濁水の浄化のための工事及び漂流物の除去その他の清掃のための工事
- 2 前項の規定による管理者の指定は、規則で定める事項を告示して行うものとする。
- 3 負担金は、港湾工事の完了した日から起算して三年を経過する日までに前項の告示をしなかつた場合は、徴収することができない。

(負担金の計算)

第四条 負担金の額は、第一号に掲げる額に第二号ア若しくはイ又は第三号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する金額とする。

- 一 負担対象工事に要する費用の額に二分の一の割合（管理者が当該負担対象工事の種類、規模等を考慮して二分の一未満でこれと異なる割合を定めたときは、当該割合）を乗じて得た額
- 二 負担対象工事が第二条第一項第一号及び第三号に掲げる工事である場合は、次に掲げる割合
  - ア 当該負担対象工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積として管理者が定める面積を加算した面積（イにおいて「工場等敷地面積」という。）に対する負担対象事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積（既に当該負担対象工事に係る負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合
  - イ 当該負担対象工事が完了した日後十年間に負担対象事業者が工場又は事業場の敷地の面積を増加した場合にあつては、工場等敷地面積に対する増加後の当該工場又は事業場の負担区域内にあ

る敷地の面積（既に当該負担対象工事に係る負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）  
の合計の割合

- 三 負担対象工事が第二条第一項第二号及び第四号に掲げる工事である場合は、当該負担対象工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に対する負担対象事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積の合計の割合  
(負担区域)

第五条 前二条に定める負担区域は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める区域とする。

- 一 負担対象工事が第二条第一項第一号に掲げる工事である場合 名古屋港の臨港地区（予定埋立区域を含む。）  
二 負担対象工事が第二条第一項第二号に掲げる工事である場合 名古屋港の臨港地区  
三 負担対象工事が第二条第一項第三号及び第四号に掲げる工事である場合 名古屋港の臨港地区及び港湾区域

(工場又は事業場の敷地面積等の届出)

第六条 毎年三月三十一日において、現に名古屋港の臨港地区内及び港湾区域内の工場又は事業場の敷地の面積の合計が一万平方メートル以上である当該工場又は事業場に係る事業者は、当該年の四月三十日までに、規則で定めるところにより、当該敷地の面積その他必要な事項を管理者に届け出なければならない。

- 2 前項に定める事業者を除くほか、新たに名古屋港の臨港地区内及び港湾区域内において工場又は事業場の敷地の面積の合計が一万平方メートル以上となつた当該工場又は事業場に係る事業者は、当該敷地の面積の合計が一万平方メートル以上となつた日から三十日以内に、規則で定めるところにより、当該敷地の面積その他必要な事項を管理者に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出をした事業者は、その届出に係る事項に変更を生じたときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(名古屋港審議会の意見聴取)

第九条 管理者は、第二条第一項各号に掲げる港湾工事、負担金を負担させる事業者及び第五条に定める負担区域を変更しようとするときは、あらかじめ名古屋港審議会の意見をきかなければならない。

- 2 管理者は、第二条第一項の規定により負担対象工事を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を示して、名古屋港審議会の意見をきかなければならない。
- 一 当該負担対象工事の概要  
二 第四条第一号かつこ書の規定により二分の一と異なる割合を定めるときは、当該割合  
三 第四条第二号アに定める設置予定区域の面積

## ○港湾法（抜粋）

(昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号)

(定義)

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

- 2 この法律で「国際戦略港湾」とは、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるものをいい、「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として

政令で定めるものをいい、「重要港湾」とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。

- 3 この法律で「港湾区域」とは、第四条第四項又は第八項（これらの規定を第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意又は届出があつた水域をいう。
- 4 この法律で「臨港地区」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区をいう。
- 5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。
  - 一 水域施設 航路、泊地及び船だまり
  - 二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
  - 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場
  - 四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
  - 五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
  - 六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
  - 七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
  - 八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
  - 八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設
  - 八の三 港湾情報提供施設 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設
  - 九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
    - 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）
    - 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
  - 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
  - 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）
  - 十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地
  - 十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
  - 十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
  - 十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設
- 6 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にはないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によつて認定したものは、港湾施設とみなす。
- 7 この法律で「港湾工事」とは、港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事及びこれらの工事以外の工事で港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化、漂流物の除去その他の港湾の保全のために行なうものをいう。
- 8 この法律で「開発保全航路」とは、港湾区域及び河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域（以下単に「河川区域」という。）以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路をいい、その構造の保全並びに船舶の航行の安全及び待避のため必要な施設を含むものとし、その区域は、政令で定める。

9 この法律で「避難港」とは、暴風雨に際し小型船舶が避難のためてい泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるものをいう。

10 この法律で「埠頭」とは、岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設の総体をいう。

#### (港湾計画)

第三条の三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画（以下「港湾計画」という。）を定めなければならない。

2 港湾計画は、基本方針に適合し、かつ、港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項、港湾の効率的な運営に関する事項その他の基本的な事項に関する国土交通省令で定める基準に適合したものでなければならない。

3 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見を聴かななければならない。

4 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したとき（国土交通省令で定める軽易な変更をしたときを除く。）は、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により提出された港湾計画について、交通政策審議会の意見を聴かななければならない。

6 国土交通大臣は、第四項の規定により提出された港湾計画が、基本方針又は第二項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるとき、その他当該港湾の開発、利用又は保全上著しく不相当であると認めるときは、当該港湾管理者に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

7 国土交通大臣は、第四項の規定により提出された港湾計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。

8 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に送付しなければならない。

9 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、第七項の規定による通知を受けたとき又は港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

10 地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

11 第三項の規定は、地方港湾の港湾管理者が港湾計画を定め、又は変更する場合に準用する。

#### (地方港湾審議会)

第三十五条の二 港湾管理者としての地方公共団体の長（当該地方公共団体に前条第一項の委員会が設置されているときは、その委員会）の諮問に応じ、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、必要に応じ、条例で定めるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。

2 地方港湾審議会の名称、組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

#### (港湾区域内の工事等の許可)



第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地（以下「港湾区域内水域等」という。）の占用
  - 二 港湾区域内水域等における土砂の採取
  - 三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠 又は排水渠の建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）
  - 四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為
- 2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第三条の三第九項若しくは第十項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第一号の水域の占用又は同項第四号の行為の許可をしてはならない。
- 3 国又は地方公共団体が、第一項の行為をしようとする場合には、第一項中「港湾管理者の許可を受け」とあるのは「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」と読み替えるものとする。
- 4 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、港湾区域内水域等に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。ただし、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。
- 5 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、詐偽その他不正の行為により、前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。
- 6 第四項の占用料、土砂採取料又は前項の過怠金は、当該港湾管理者の収入に帰属するものとする。

（港湾隣接地域）

第三十七条の二 前条第一項の規定による港湾隣接地域の指定は、港湾区域外百メートル以内の地域内の区域について、当該港湾区域及び港湾区域に隣接する地域を保全するため必要な最小限度の範囲でなければならない。

- 2 港湾管理者は、港湾隣接地域を指定しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び指定しようとする地域を公告して、公聴会を開き、当該地域に利害関係を有する者にその指定に関する意見を述べる機会を与えなければならない。港湾隣接地域を変更しようとするときも同様である。
- 3 港湾管理者は、港湾隣接地域の指定をしたときは、その区域を公告し、且つ、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

（分区の指定）

第三十九条 港湾管理者は、臨港地区内において次に掲げる分区を指定することができる。

- 一 商港区 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- 二 特殊物資港区 石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
- 三 工業港区 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- 四 鉄道連絡港区 鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域

- 五 漁港区 水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
  - 六 バンカー港区 船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域
  - 七 保安港区 爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
  - 八 マリーナ港区 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
  - 九 クルーズ港区 専ら観光旅客の利便に供することを目的とする区域
  - 十 修景厚生港区 その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域
- 2 前項の分区は、当該港湾管理者としての地方公共団体（港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体）の区域の範囲内で指定しなければならない。

（港湾環境整備負担金）

- 第四十三条の五 国土交通大臣又は港湾管理者は、その実施する港湾工事（国土交通大臣の実施する港湾工事にあつては、港湾施設を建設し、又は改良するものに限る。）で、港湾の環境を整備し、又は保全することを目的とするもの（公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する公害防止事業であるものを除く。）が、港湾区域又は臨港地区内にある工場又は事業場についてその環境を保全し、又はその立地若しくはその事業活動に伴う当該工場若しくは事業場の周辺地域の生活環境の悪化を防止し、若しくは軽減することに資するときは、政令で定める基準に従い、国土交通大臣にあつては国土交通省令で、港湾管理者にあつては条例で、当該工場又は事業場に係る事業者は、当該港湾工事に要する費用の一部を負担させることができる。
- 2 国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定により負担させようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にあつては交通政策審議会、港湾管理者にあつては地方港湾審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により納付された負担金の額に第五十二条第二項に規定する負担割合を乗じて得た金額に相当する額の同項の規定による負担金を、同項の規定により費用を負担した港湾管理者に還付するものとする。

（直轄工事）

- 第五十二条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調つたときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。
- 一 国際戦略港湾が長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点として機能するために必要な係留施設として国土交通省令で定めるもの及びこれに附帯する荷さばき地の港湾工事
  - 二 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾が海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外郭施設、係留施設（前号に規定する係留施設を除く。）又は臨港交通施設として国土交通省令で定めるものの港湾工事
  - 三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾が前号の拠点としての機能を発揮するために必要な港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事
  - 四 避難港における水域施設又は外郭施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事
  - 五 前各号に掲げる港湾工事以外の港湾工事であつて高度の技術を必要とするものその他港湾管理者が自らすることが困難である港湾工事

- 2 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者が当該各号に定める割合で負担する。
- 一 国際戦略港湾における係留施設であつて、前項第一号の国土交通省令で定めるもの 十分の三
  - 二 前号に掲げる施設に附帯する荷さばき地 三分の一
  - 三 国際戦略港湾又は国際拠点港湾における水域施設、外郭施設若しくは係留施設（これらの施設のうち、国際海上貨物輸送網の拠点として機能するために必要な施設であつて国土交通省令で定めるものに限る。）又は臨港交通施設（第一号及び第八号に掲げる施設を除く。） 三分の一
  - 四 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（第一号、前号及び第八号に掲げる施設を除く。） 十分の四・五
  - 五 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設 十分の五
  - 六 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設 三分の二
  - 七 避難港における水域施設又は外郭施設（次号に掲げる施設を除く。） 三分の一
  - 八 水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（前項第五号に掲げる港湾工事に係るものに限る。） 十分の五
- 3 地方財政法第十七条の二第一項及び第十九条第二項の規定は、港務局について前項の場合に準用する。この場合において、「地方公共団体」とあるのは、「港務局」と読み替えるものとする。

## ○港湾法施行令（抜粋）

（昭和二十六年一月十九日政令第四号）

（港湾計画）

第一条の四 法第三条の三第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- 二 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
- 三 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
- 四 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- 五 港湾の効率的な運営に関する事項
- 六 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

（港湾環境整備負担金の負担の基準）

第十五条の五 法第四十三条の五第一項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 法第四十三条の五第一項の規定による負担金（以下この項において「港湾環境整備負担金」という。）を負担させる事業者は、次に掲げる者とする。ただし、国土交通大臣等（当該港湾工事を実施する国土交通大臣又は港湾管理者をいう。以下この条において同じ。）が公益上その他の事由により港湾環境整備負担金を負担させることが不相当であると認める国、地方公共団体その他の者を除くものとする。
  - イ 当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場であつて、当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地（水面を含む。以下同じ。）の面積の合計が一万平方メートル（国土交通大臣等が、当該港湾に係る工場又は事業場の種類、規模等を考慮して五千平方メートル以上一万平方メートル未満の範囲内でこれと異なる面積を定めたときは、当該面積。ロにおいて同じ。）以上であるものに係る事業者

- ロ 当該港湾工事が港湾施設を建設し、又は改良する工事である場合にあつては、イに掲げる事業者のほか、当該港湾工事の完了した日後十年間に負担区域内において、その敷地の面積の合計が一万平方メートル以上となつた工場又は事業場に係る事業者
- 二 港湾環境整備負担金の額は、イに掲げる額にロ（一）若しくは（二）又はハに掲げる割合を乗じて得た額に相当する金額（国土交通大臣等が公益上その他の事由により必要があると認めてその金額を軽減した金額を定めたときは、当該金額）とすること。
- イ 当該港湾工事に要する費用の額に二分の一の割合（国土交通大臣等が当該港湾工事の種類、規模等を考慮して二分の一未満でこれと異なる割合を定めたときは、当該割合）を乗じて得た額
- ロ 当該港湾工事が港湾施設を建設し、又は改良する工事である場合にあつては、次に掲げる割合
  - （一） 当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積として国土交通大臣等が定める面積を加算した面積（（二）において「工場等敷地面積」という。）に対する前号に規定する事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積（既に当該港湾工事に係る港湾環境整備負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合
  - （二） 当該港湾工事の完了した日後十年間に前号に規定する事業者が工場又は事業場の敷地の面積を増加した場合にあつては、工場等敷地面積に対する増加後の当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積（既に当該港湾工事に係る港湾環境整備負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合
- ハ 当該港湾工事がロに掲げる工事以外の工事である場合にあつては、当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に対する前号に規定する事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積の合計の割合
- 2 前項の負担区域は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める区域とする。
  - 一 当該港湾工事が港湾公害防止施設（公害防止用緩衝地帯に限る。）及び港湾環境整備施設並びにこれらの敷地に係る工事である場合 当該港湾における土地の利用状況、自然条件等を考慮して、一体的にその環境を整備し、又は保全する必要がある区域として、あらかじめ、国土交通大臣等が臨港地区（予定埋立区域を含む。）を区分して定めた区域のうち、当該港湾工事が実施された場所を含む区域及び当該区域以外の区域であつて国土交通大臣等が指定するもの
  - 二 当該港湾工事が前号に掲げる工事以外の工事である場合 港湾区域及び臨港地区（港湾区域の形状等により、港湾工事が当該港湾区域及び臨港地区の一部の環境を整備し、又は保全するものである場合にあつては、国土交通大臣等が指定する一部の水域及び地域）

## ○港湾法施行規則（抜粋）

（昭和二十六年十一月二十二日運輸省令第九十八号）

（港湾計画の軽易な変更）

第一条の十二 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

- 一 第十五条の十八第一項から第三項までに掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更
- 二 第十五条の十八第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設

の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更

- 三 面積二十ヘクタール以上の一団の土地の造成に関する事項の追加若しくは削除又は造成する土地の規模若しくは配置に関する事項の変更（当該港湾において造成する土地が複数存する場合であつて、その土地の面積の合計が二十ヘクタール以上増減することとなる土地の造成に関する事項の追加又は削除及び当該港湾において造成する土地の規模又は配置の変更に係る部分の土地が複数存する場合であつて、その土地の面積の合計が二十ヘクタール以上である規模又は配置に関する事項の変更を含む。）
- 四 面積二十ヘクタール以上の一団の土地に係る土地利用に関する事項の追加若しくは削除又は土地利用の区分に関する事項の変更（当該港湾の土地に係る土地利用に関する事項の追加又は削除が複数存する場合であつて、その土地の面積の合計が二十ヘクタール以上増減することとなる土地利用に関する事項の追加又は削除及び当該港湾の土地に係る土地利用の区分に関する事項の変更が複数存する場合であつて、その土地の面積の合計が二十ヘクタール以上である土地利用の区分に関する事項の変更を含む。）
- 五 第十五条の十八第一項から第三項までに掲げる施設（利用形態の変更により第十五条の十八第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更（当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。）
- 六 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条及び第二十二条に規定する事項のうち、第十五条の十八第一項から第三項までに規定する港湾施設に係るものの追加、削除又は変更

（直轄工事の対象とする港湾施設）

- 第十五条の十八 法第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、国土交通大臣が港湾の配置及び取扱貨物量を考慮して地震に対する安全性の向上を図る必要があると認める外貿コンテナ岸壁等（コンテナ貨物の運送に係る外国貿易船（外国貿易のため本邦と外国の間を往来する船舶をいう。以下同じ。）を専ら係留するための岸壁又は栈橋をいう。以下同じ。）であつて水深十六メートル以上のものとする。
- 2 法第五十二条第一項第二号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
    - 一 次に掲げる水域施設
      - イ 水深及び配置からみて当該港湾において主要と認められる航路
      - ロ イの航路とハの泊地とを接続するための航路
      - ハ 第三号の係留施設の機能を確保するための泊地
    - 二 次に掲げる外郭施設
      - イ 補助的防波堤（他の防波堤により防護される水域内に設置される防波堤をいう。）以外の防波堤であつて前号又は次号の施設を防護するもの
      - ロ 次号の係留施設の機能を確保するための護岸
    - 三 次に掲げる係留施設
      - イ 外国貿易船を係留するための係留施設であつて水深十二メートル以上のもの（前項に規定するものを除く。）
      - ロ 内国貿易船（内国貿易のため本邦内の各地間を往来する船舶をいう。）であつてコンテナ船、自動車航送船又はロールオン・ロールオフ船であるものを係留するための係留施設
    - 四 前号の係留施設の機能を確保するための臨港交通施設のうち主要なもの
  - 3 法第五十二条第一項第三号の国土交通省令で定める大規模なものは、次に掲げるものとする。
    - 一 港湾公害防止施設のうち面積二十ヘクタール以上の公害防止用緩衝地帯
    - 二 港湾環境整備施設で、面積二十ヘクタール（非常災害が発生した場合において、緊急輸送の確保

その他の災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一項第三号に規定する指定行政機関の長が実施する広域的な災害応急対策の拠点としての機能を発揮するものにあつては、十五ヘクタール）以上のもの

三 埋立処分の用に供される場所の埋立容量が千五百万立方メートル以上の廃棄物埋立護岸

四 海洋性廃棄物処理施設のうち汚泥の処理のための施設であつて一日当たりの処理能力が二千五百立方メートル以上のもの又は廃棄物の焼却のための施設であつて一日当たりの処理能力が三十トン以上のもの

4 法第五十二条第一項第四号の国土交通省令で定める大規模なものは、面積二十五ヘクタール以上の泊地及び当該泊地を防護する防波堤とする。

## ○港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（抜粋）

（昭和四十九年八月三日運輸省令第三十五号）

（大規模地震対策施設）

第十六条 大規模な地震による災害が発生した際に、港湾及びその周辺地域の復旧及び復興に資する港湾施設（以下「大規模地震対策施設」という。）に関する事項は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件並びに土地利用の状況等を考慮して、円滑な物資輸送及び避難地が確保できるように、大規模地震対策施設の種類、規模及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条又は第四十二条の計画が定められているときは、これらの計画との整合性について配慮するものとする。

（その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項）

第二十二条 前条までに規定する事項のほか、必要に応じ、船舶航行のための橋梁の桁下空間の確保その他の港湾の開発、利用及び保全に関する事項について、自然条件、港湾及びその周辺地域の利用状況等を考慮して定めるものとする。

## ○都市計画法（抜粋）

（昭和四十三年六月十五日法律第百号）

（地域地区）

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

二 特別用途地区

二の二 特定用途制限地域

二の三 特例容積率適用地区

二の四 高層住居誘導地区

三 高度地区又は高度利用地区

四 特定街区

- 四の二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区、同法第八十九条の規定による居住調整地域、同法第九十四条の二第一項の規定による居住環境向上用途誘導地区又は同法第九十九条第一項の規定による特定用途誘導地区
- 五 防火地域又は準防火地域
- 五の二 密集市街地整備法第三十一条第一項の規定による特定防災街区整備地区
- 六 景観法（平成十六年法律第百十号）第六十一条第一項の規定による景観地区
- 七 風致地区
- 八 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条第一項の規定による駐車場整備地区
- 九 臨港地区
- 十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項の規定による歴史的風土特別保存地区
- 十一 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定による第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区
- 十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定による緑地保全地域、同法第十二条の規定による特別緑地保全地区又は同法第三十四条第一項の規定による緑化地域
- 十三 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四条第一項の規定による流通業務地区
- 十四 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区
- 十五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百四十三条第一項の規定による伝統的建造物群保存地区
- 十六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区

2～4項 省略